

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の概要

計画期間

平成27年5月29日から平成31年3月31日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

○ 個体群の保全

群れ分布の連続性に留意し、個体群の遺伝的多様性を確保。

個体群の保全上配慮すべき群れを指定

○ 被害の軽減

群れの性質にあわせた総合的対策や捕獲により効果的に被害を軽減。

群れごとに加害レベルを設定し、それに応じた対策を実施

○ 合意形成の体制整備

地域内外の理解と支援のもと、対策を進めることが重要。

地元住民、関係行政が一体となり取組を推進

改正箇所

改正項目	改正内容
「第二種」への区分改正	平成26年5月30日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され平成27年5月29日に施行されることになったことに伴い、ニホンザル特定鳥獣保護管理計画をニホンザル第二種特定鳥獣管理計画として文言を統一
計画期間	(改正前)平成24年4月1日～平成31年3月31日 従来の根拠条文がなくなる一方、改正法の付則にみなし規定を置いていないため、現計画は失効することとなるため、計画期間を改正(改正後) (ニホンザル特定鳥獣保護管理計画(第3次)) 平成24年4月1日～平成27年5月28日 (ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画) 平成27年5月29日～平成31年3月31日
個体数調整実施フロー(図9) 特定管理計画実施体制(図10)	組織変更等に伴う再整理

計画のポイント

1. 生息状況

サルの群れ数

109 群 (H14)

18 群の新規群
発見



2 群 (米原 C、大津 E)
が消滅

125 群 (H23 年)

生息総数

8000 頭 (H23)

県全体の生息状況

- 100 頭を超えるような大規模群れが複数生息
- 集落方向に行動域を拡大した群れも複数確認

サルの分布は拡大

2. 個体数管理

これまでの実施例

大津 E 群

- ・ 住宅地に侵入し、多大な生活環境被害
- ・ 全頭を捕獲
- ・ 併せて隣接群の徹底追い払いも行った結果、被害をなくすことに成功

甲賀 A 群

- ・ 260 頭もの大規模な群れで、甚大な農業被害
- ・ 50%を捕獲
- ・ 併せて防除や追い払いも行った結果、被害金額、面積の 50%以上の減少に成功

実施 2 群では効果的な被害減少に成功し、効果有りと評価

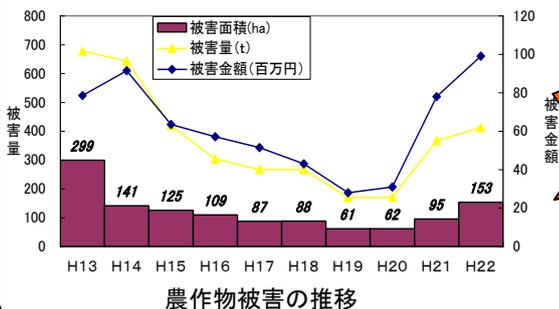
計画における取組

平成 20～22 年度に捕獲された 1,708 頭の大部分は有害捕獲個体。今後は、捕獲の主体を個体数調整へ誘導するため、手続の簡素化などにより、各地域の動きを促進。

- (※) 有害捕獲：群れの頭数に大きな影響を与えない、群れの 10%以内の捕獲
- 個体数調整：群れの半数、全数などの大規模な捕獲

3. 被害対策

- 個体数調整実施地域や、追い払い、侵入防止柵設置、林縁の伐採等総合的な対策を実施した地域など、被害が減少した地域もある。
- しかし、分布調査の際、加害レベルが第 2 次計画から明らかに増加した群れを 10 群確認。
- また、全県的な農業被害の状況は非常に深刻なレベルであり、各地で生活環境被害も発生。



**サル被害は
はまだ
深刻な
状況！！**

里の工サ場価値を下げる

集落環境点検等に基づく
地域ぐるみでの対策

なお被害が減らない場合は

個体数調整等による
効果的な捕獲

森の工サ場価値を上げる

適切な間伐、針広混交林化
等の環境管理

「人間とサルの生活域を分ける」ことにより、個体群の保全を図りつつ被害を減少